

「安心！広島ブランド」トレーサビリティシステム認証要領

1 目的

この要領は、「安心！広島ブランド」認証要綱（以下「要綱」という。）に基づき、トレーサビリティシステム（以下「システム」という。）の認証に関し、必要な事項を定める。

2 申請

要綱第4条の規定による認証申請書及び事業計画書の様式は、別記様式第1号及び第2号のとおりとする。

3 基準

要綱第5条第1項の規定による基準は、「広島県トレーサビリティシステム導入指針」（平成16年3月29日広島県農林水産部策定。以下「導入指針」という。）の2及び3を基本とし、対象食品の特性を踏まえて適用するものとする。

4 意見聴取を行う関係機関

要綱第5条第2項の規定による関係機関は、「広島県食品安全推進協議会」（平成16年7月9日設置）の幹事会とする。

5 事業計画の変更

要綱第6条第1号の規定による県の承認の必要な事業計画の内容の変更は、基本識別単位の設定並びにシステムで管理する情報の項目及び保管期間の変更で、承認申請は、2の規定に準じて行うものとする。

6 有効期間

認証の有効期間は、認証の日から3年間とする。

7 更新

認証の更新を受けようとするときは、失効の日の30日前までに、2の規定に準じて更新の申請を行うものとする。

8 認証マーク

要綱第7条の規定による認証マークは、別記認証マーク使用基準のとおりとする。

9 ホームページの設置及び管理

導入指針の3の（4）の消費者に対する情報提供は、インターネット上にホームページを設置して行うものとし、掲載情報の速やかな更新に努めるものとする。

10 対象食品への表示

対象食品の販売に際しては、識別単位毎の記号及び9のホームページのアドレスを直接又は間接的に表示するものとする。

1 1 実績報告

要綱第9条の規定による実績報告は、毎年4月1日から翌年3月31日までの実績をとりまとめるものとし、別記様式第3号による「安心！広島ブランド」トレーサビリティシステム実績報告書に別記様式第4号によるトレーサビリティシステム事業実績書を添えて、4月30日までに県に提出するものとする。

1 2 年度事業計画の届出

認証事業者は、7の更新を行う場合を除き、別記様式第5号により次年度のトレーサビリティシステム事業計画書を作成し、11の実績報告に併せて県に届け出るものとする。

附 則

この要領は、平成16年7月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。

別記

認証マーク使用基準

1 マークの規格

- (1) マークのデザイン、縦横の比率及び色は、図1のとおりとし、縦横15ミリメートル以上の寸法で使用することが望ましい。
- (2) マークは、容器包装等の制約により止むを得ない場合は、色を変更して使用することができるものとする。

2 マークの使用方法

- (1) マークの使用は、原則として、対象食品へ貼付するシール又は容器包装類への印刷によるものとする。
- (2) (1)のマークの使用にあたっては、原則として、マークの近傍に図2を参考に、用語説明、協議会等の名称、代表者名、所在地、連絡先、ホームページアドレス、識別記号（ロットナンバー）を表示するものとする。
- (3) 使用者は、消費者等に誤解を与えるような方法でマークを表示してはならない。

図1 マーク



【使用カラー】

特色の場合 CF0407 (DIC F28)
4Cプロセスの場合 C80 M40
1色使用の場合 100%

※ 使用規定マニュアル及び電子データが必要な場合は、広島県農林水産局担当課に連絡する。

図2 近傍表示事項

トレーサビリティ：生産から流通までの生い立ちが分かります。

協議会名	〇〇協議会
代表者名	〇〇農業協同組合
	代表 〇〇〇〇
所在地	広島県〇〇市△△△
連絡先	Tel 〇〇-〇〇〇-〇〇〇
HPアドレス
ロットNo.	枠外に記載